

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○福島県立総合衛生学院学則の一部を改正する規則 二四七

告 示

○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 二五三

○大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件 二五四

○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件五件 二五四

○土地改良区の定款の変更を認可した件 二五五

公 告

○基本測量の実施の終了について通知があった件 二五二

福島県選挙管理委員会

○いわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を公表する件 二五七

正 誤

○平成二十二年三月二十六日付け号外第十三号中 二五九

○平成二十二年三月三十日付け定例第二千六百六十八号中 二五九

規 則

福島県立総合衛生学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月六日

福島県知事 佐藤雄平

福島県規則第四十号

福島県立総合衛生学院学則の一部を改正する規則

福島県立総合衛生学院学則(平成二十二年福島県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条の二の表医療専門課程の部歯科衛生学科の項中「二年」を「三年」に、「四人」を「六〇人」に改め、同部歯科理工学科の項を削り、同表備考中「保健師助産師看護師養成所指定規則」を「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」に改める。

第一条の三中「歯科衛生学科及び歯科理工学科」を削り、「四年」の下に「歯科衛生学科及び」を加える。

第四条中「学科長、医長、事務職員」を「及び学科長並びに科部長、科長又は医長並びに教務を担当する職員、事務を担当する職員」に改める。

第六条第二項中「助産学科、看護学科及び臨床検査学科の」を削り、同条第二項第一号中「(看護学科にあつては、十五時間から四十五時間まで)」を削り、同条第二項第二号中「実習」を「実験、実習及び実技」に改め、「四十五時間(臨床検査学科にあつては、)を削り、」の授業」を「の授業」に改め、同項に次の一号を加える。

三 臨地実習(臨床実習を含む。)については、四十五時間の実習をもって一単位とする。

第七条第五項中「、助産学科、看護学科及び臨床検査学科においては」を削り、同条第六項を削る。

第七条の二中「社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則(昭和六十二年厚生省令第五十号)」を「社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和六十二年厚生省令第五十号)別表第四人間と社会の項、社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成二十年 文部科学省 令第二号)別表第四人間と社会の項又は社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十年厚生労働省令第四十二号)第二条の規定による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則」に改め、同条第二号中「(昭和二十三年法律第二百三十三号)」を削り、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 歯科衛生学科 学校教育法に基づく大学、短期大学若しくは高等専門学校、旧大

学令に基づく大学又は保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第二十一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは看護師養成所、診療放射線技師法第二十条第一号の規定により指定されている学校若しくは診療放射線技師養成所、臨床検査技師等に関する法律第十五条第一号の規定により指定されている学校若しくは臨床検査技師養成所、理学療法士及び作業療法士法第十

一条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設若しくは同法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設、視能訓練士法第十四条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは視能訓練士養成所、臨床工学士法第十四条

第一号から第三号までの規定により指定されている学校若しくは臨床工学士養成所、義肢装具士法第十四条第一号から第三号までの規定により指定されている学校若しくは義肢装具士養成所、救急救命士法第三十四条第一号、第二号若しくは第四号の規定により指定されている学校若しくは救急救命士養成所若しくは言語聴覚士

法第三十三条第一号から第三号まで若しくは第五号の規定により指定されている学

| Ⅱ 専門分野 | | | | | | | | | | | 小計 | 臨地 実習 | 小計 | 看護過程Ⅱ | 看護過程Ⅰ | 臨床看護総論 | 基礎看護技術Ⅲ | 基礎看護技術Ⅱ |
|-----------|---------|-------|-----------|-----------|---------|-----|-----------|-----------|-----------|----------|-----|----------|-------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 小児看護学 | | 老年看護学 | | | 成人看護学 | | | | 小計 | 臨地 実習 | 小計 | 看護過程Ⅱ | 看護過程Ⅰ | 臨床看護総論 | 基礎看護技術Ⅲ | 基礎看護技術Ⅱ | | |
| 小児看護学援助論Ⅰ | 小児看護学概論 | 小計 | 老年看護学援助論Ⅱ | 老年看護学援助論Ⅰ | 老年看護学概論 | 小計 | 成人看護学援助論Ⅲ | 成人看護学援助論Ⅱ | 成人看護学援助論Ⅰ | 成人看護学概論 | 小計 | 看護過程Ⅱ | 看護過程Ⅰ | 臨床看護総論 | 基礎看護技術Ⅲ | 基礎看護技術Ⅱ | | |
| 一 | 一 | 三 | 一 | 一 | 一 | 四 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一一 | 二 | 九 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 三〇 | 三〇 | 七五 | 一五 | 三〇 | 三〇 | 一二〇 | 三〇 | 三〇 | 三〇 | 三〇 | 三六〇 | 九〇 | 二七〇 | 三〇 | 一五 | 三〇 | 三〇 | 四五 |

| 統合分野 | | 小計 | 臨地 実習 | | | | | | 精神看護学 | | | 母性看護学 | | | 小計 | 小児看護学援助論Ⅱ | | |
|-----------|---------|-----|----------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|-----------|-----------|---------|----|-----------|-----------|-----------|----|-----------|
| 在宅看護学援助論Ⅰ | 在宅看護学概論 | 小計 | 小計 | 精神看護学実習 | 母性看護学実習 | 小児看護学実習 | 老年看護学実習 | 成人看護学実習 | 小計 | 精神看護学援助論Ⅱ | 精神看護学援助論Ⅰ | 精神看護学概論 | 小計 | 母性看護学援助論Ⅱ | 母性看護学援助論Ⅰ | 母性看護学概論 | 小計 | 小児看護学援助論Ⅱ |
| 一 | 一 | 二六 | 一〇 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 三 | 一 | 一 | 一 | 三 | 一 | 一 | 一 | 三 | 一 |
| 三〇 | 三〇 | 八七〇 | 四五〇 | 九〇 | 九〇 | 九〇 | 九〇 | 九〇 | 七五 | 一五 | 三〇 | 三〇 | 七五 | 一五 | 三〇 | 三〇 | 七五 | 一五 |

| 基礎分野 | | | | | | 授業科目 | 単位数 | 授業時間数 | 三 歯科衛生学科 | | | | | | | | | |
|------|-------|----|----|-----|-----|------|-------|-------|----------|---------|----|-----------|------|------|------|----|----|----|
| 社会科学 | 人間社会学 | 小計 | 化学 | 生物学 | 心理学 | | | | 合計 | 小計 | 実習 | 臨地 | 実践 | | | の統 | 看護 | 小計 |
| 英語 | 社会学 | | | | | | 七三 | 小計 | 総合実習 | 在宅看護論実習 | 小計 | 臨床看護技術の実践 | 救急看護 | 医療安全 | 看護管理 | 三 | 一 | |
| 一 | 一 | 三 | 一 | 一 | 一 | | 二、一九〇 | 一一 | 二 | 二 | 四 | 一 | 一 | 一 | 一 | 三 | 一 | |
| 三〇 | 三〇 | 九〇 | 三〇 | 三〇 | 三〇 | | | 三六〇 | 九〇 | 九〇 | 九〇 | 三〇 | 一五 | 一五 | 三〇 | 九〇 | 三〇 | |

| 基礎分野 | | | | 小計 | 専門 | | | | | | | | | | 活解 | | | | | | | |
|------|----|----|----|-----|----|-----|------|------|-----|----|--------|--------|--------|--------|-----|-----|---------|---------|-----|------------|------|----|
| 機能 | 造と | の機 | の機 | | 小計 | 生理学 | 栄養学Ⅰ | 栄養学Ⅱ | 生化学 | 小計 | 口腔解剖学Ⅰ | 口腔解剖学Ⅱ | 歯牙解剖学Ⅰ | 歯牙解剖学Ⅱ | | 解剖学 | 組織・発生学Ⅰ | 組織・発生学Ⅱ | 倫理学 | コミュニケーション論 | 情報処理 | 小計 |
| | | | | 一〇 | 一 | 一 | 一 | 一 | 七 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 七 | 一 |
| | | | | 二四〇 | 二〇 | 三〇 | 三〇 | 三〇 | 一七〇 | 二〇 | 一五 | 二〇 | 二〇 | 二〇 | 一五〇 | 一五 | 一五 | 一五 | 一五 | 一五 | 一五〇 | 三〇 |

| 歯科診療補助論 | | | | | | | | 歯科保健指導論 | | | | | | | | 歯科 | | | |
|---------|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|-----------|-----|---------|---------|
| 歯科放射線学 | 臨床検査実習法 | 歯科診療補助論Ⅵ | 歯科診療補助論Ⅴ | 歯科診療補助論Ⅳ | 歯科診療補助論Ⅲ | 歯科診療補助論Ⅱ | 歯科診療補助論Ⅰ | 小計 | 歯科保健指導Ⅵ | 歯科保健指導Ⅴ | 歯科保健指導Ⅳ | 歯科保健指導Ⅲ | 歯科保健指導Ⅱ | 歯科保健指導Ⅰ | 歯科保健指導基礎Ⅱ | 歯科保健指導基礎Ⅰ | 小計 | 歯周予防処置Ⅶ | 歯周予防処置Ⅵ |
| 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 八 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一〇 | 一 | 一 |
| 三〇 | 一五 | 三〇 | 三〇 | 三〇 | 三〇 | 二〇 | 二〇 | 一九〇 | 三〇 | 二〇 | 二〇 | 三〇 | 二〇 | 三〇 | 二〇 | 二〇 | 二五〇 | 三〇 | 三〇 |

| 分野 必修 選択 | | | | | 臨地実習(を含む) | | | | | | | | | | | | | 社会保険事務 | |
|----------|------|------|------|------|-----------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 摂食・嚥下指導 | 障害者論 | 高齢者論 | 看護概論 | 保健体育 | 小計 | 小計 | 臨地実習Ⅳ | 臨地実習Ⅲ | 臨地実習Ⅱ | 臨地実習Ⅰ | 臨地実習Ⅵ | 臨地実習Ⅴ | 臨地実習Ⅳ | 臨地実習Ⅲ | 臨地実習Ⅱ | 臨地実習Ⅰ | 臨地実習Ⅰ | 小計 | 社会保険事務 |
| 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 五七 | 二〇 | 一 | 二 | 一 | 一 | 四 | 二 | 二 | 四 | 二 | 一 | 九 | 九 | 一 |
| 三〇 | 一五 | 一五 | 二〇 | 三〇 | 一、八四〇 | 九〇〇 | 四五 | 九〇 | 四五 | 四五 | 一八〇 | 九〇 | 九〇 | 一八〇 | 九〇 | 四五 | 二二〇 | 一五 | |

| | | | |
|-----|---------|-------|----|
| 合計 | 有病者歯科医療 | 一 | 一五 |
| | 研究Ⅰ | 一 | 一五 |
| 小計 | 研究Ⅱ | 一 | 三〇 |
| | 八 | 一七〇 | |
| 一〇一 | | 二、八二〇 | |

別表の四を削り、別表の五の表中

微生物検査学

三

九〇

を
微生物検査学Ⅰ
微生物検査学Ⅱ

二一

三〇
六〇

に、

- 臨地実習
- 病理検査学実習
- 血液検査学実習
- 臨床化学実習
- 微生物検査学実習
- 免疫検査学実習
- 生理検査学実習
- 画像検査学実習

を
臨地実習

四五〇
九〇
四五
四五
九〇
四五
四五
二〇

四五〇

に改め、同表の五を

同表の四とする。

様式第八号その2中「~~「~~」を削る。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の福島県立総合衛生学院学則第一条の二の表歯科衛生学科の項、第一条の三、第六条第二項、第七条第五項、第七条の二、第十二条第三項、第十五条第一項第一号、第十五条の二並びに別表の二及び三の規定は、平成二十二年以降の入学者について適用し、平成二十二年三月三十一日に福島県立総合衛生学院に在学している者で、引き続き同日以後在学することとなるものについては、なお従前の例による。

(医療看護課)

告 示

福島県告示第二百五十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十二年四月六日から同年八月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年四月六日

福島県知事 佐藤 雄平

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
いちい信夫ヶ丘店・平成やおや福島東店 福島県福島市矢倉下五番ほか
- 変更した事項

- 大規模小売店舗の名称
(変更前) いちい信夫ヶ丘店・フットパーク堀川店
(変更後) いちい信夫ヶ丘店・平成やおや福島東店
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前) 株式会社 いちい
代表取締役 伊藤 信弘
福島県福島市上名倉字道添二番地
(変更後) 株式会社 いちい
代表取締役 伊藤 信弘
福島県福島市さくら一丁目二番地の一

- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙書面のとおり
(変更後) 別紙書面のとおり
三 変更した年月日

1 大規模小売店舗の名称
平成二十二年三月十六日

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
平成十九年十一月一日

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成二十二年三月十六日

届出年月日

平成二十二年三月二十九日

届出をした者

株式会社いちい

安倍 秀雄

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第百五十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十二年四月六日から同年八月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
平成二十二年四月六日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)福島市松山町複合店舗 福島県福島市松山町七十七番地ほか

二 変更しようとする事項

1 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(1) 数 (変更前) 三か所
(変更後) 四か所

(2) 位置 (変更前) 別紙図面のとおり
(変更後) 別紙図面のとおり

三 変更しようとする年月日

平成二十二年四月十日

届出年月日

平成二十二年三月二十六日

届出をした者

有限会社渡辺産業

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第百五十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十二年四月六日から同年五月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
平成二十二年四月六日

福島県知事 佐藤 雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

福島サティ 福島県福島市南矢野目字西荒田三十五番地ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第百五十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十二年四月六日から同年五月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
平成二十二年四月六日

福島県知事 佐藤 雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社東京インテリア家具福島店 福島県福島市鳥谷野字岩田二十三番地ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第百五十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十二年四月六日から同年五月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び南相馬市経済部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十二年四月六日

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 ヨークベニマル原町西店 福島県南相馬市原町区南町四丁目七番地一ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
 意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県告示第二百五十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十二年四月六日から同年五月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年四月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 フェスタパワー 福島県郡山市日和田町字南古館二十一番地の二ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
 意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百五十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十二年四月六日から同年五月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び川俣町産業課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年四月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 ファンズ中丁店 福島県伊達郡川俣町字中丁二十四番地二

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
 意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百五十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、原町市土地改良区から平成二十二年二月四日付けで申請のあった定款の変更について、同年四月一日認可した。

平成二十二年四月六日

福島県知事 佐藤 雄 平 (農村計画課)

福島県告示第二百六十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県東北建設事務所で平成二十二年四月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

| 路線名 | 区 間 | 変更前 変更後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|-------------|---|--------------|-----------------|---------------|
| 県道石沢 萩田線 | 二本松市太田字三階田 一〇番一地先から 同 市太田字三階田 一〇番一地先まで | 変更前 変更後 | 一八・〇〇 二二・六 | 一六・〇 一六・〇 |

(道路計画課)

福島県告示第二百六十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十二年四月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

| 路線名 | 区 間 | 変更前 変更後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--------------|--|--------------|-----------------|----------------|
| 県道舟ヶ 鼻下郷線 | 南会津郡下郷町大字戸 赤字小へつり八七番地 先から 同 郡同 町大字戸 赤字小へつり七〇番一 地先まで | 変更前 変更後 | 四・〇〇 六・〇 | 一〇〇・〇 一〇〇・〇 |

福島県告示第二百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十二年四月六日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年四月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

| 路線名 | 区 間 | 変更前 更後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--------------|--|-------------|-----------------|------------------|
| 県道舟ヶ 鼻下郷線 | 南会津郡下郷町大字戸 赤字二枚橋四六番六地 先から 同 郡同 町大字戸 赤字二枚橋三九番地先 まで | 変更前 変更後 | 五・五〇 八・〇〇 | 一〇〇・二〇 一〇〇・二〇 |

(道路計画課)

福島県告示第二百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十二年四月六日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年四月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

| 路線名 | 区 間 | 変更前 更後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--------------|--|-------------|-----------------|------------------|
| 県道舟ヶ 鼻下郷線 | 南会津郡下郷町大字戸 赤字原ノ上二七番一 地先から 同 郡同 町大字戸 赤字原ノ上二八番地先 まで | 変更前 変更後 | 四・五〇 七・〇〇 | 一八五・〇〇 一八五・〇〇 |

(道路計画課)

福島県告示第二百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十二年四月六日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年四月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

| 路線名 | 区 間 | 変更前 更後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|-------------|--|-------------|-----------------|----------------|
| 県道小野 四倉線 | いわき市四倉町字東四 丁目七二番一地先から 同 市四倉町字東四 丁目一三二番八地先ま で | 変更前 変更後 | 一九・〇〇 二二・〇〇 | 四〇・〇〇 四〇・〇〇 |

(道路計画課)

福島県告示第二百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十二年四月六日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年四月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

| 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の期日 |
|---------|--|----------------|
| 県道小野四倉線 | いわき市四倉町字東四丁目七二番一地先から 同 市四倉町字東四丁目一三二番八地先 まで | 平成二十二年四月 六日 |

(道路計画課)

公 告

公告第五百三十三号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、基本測量の実施の終了について、平成二十二年三月二十九日付けで国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成二十二年四月六日

福島県知事 佐藤雄平

- 1 測量地域 南相馬市
- 2 測量開始期日 平成二十一年五月十一日
- 3 測量終了期日 平成二十二年三月二十六日
- 4 作業の種類 基本測量（基盤地図情報整備作業）
- 2 測量地域 須賀川市及び耶麻郡猪苗代町
- 3 測量開始期日 平成二十一年十月二十七日
- 4 測量終了期日 平成二十二年三月二十六日
- 3 作業の種類 基本測量（基盤地図情報整備作業）
- 3 1 測量地域 伊達市及び本宮市
- 2 測量開始期日 平成二十一年十二月八日
- 3 測量終了期日 平成二十二年三月二十六日
- 4 作業の種類 基本測量（基盤地図情報整備作業）

（技術管理課建設産業室）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定に基づき提出された平成二十一年九月十三日執行のいわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は、次のとおりである。

平成二十二年四月六日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

- 1 選挙の種類 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨
平成21年9月13日執行いわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,260,600円
- 3 報告書の要旨

| | | | | | |
|-------|-------|-------------------|-------|----|----------------------------|
| 候補者氏名 | 阿部 廣 | 候補者届出政党 又は所属党派 | 自由民主党 | 期間 | 8月11日から 9月22日まで 第1回分 |
| 出納責任者 | 澤田 一也 | | | | |

| 氏名 | 収入 | 支出 |
|----|----|----|
|----|----|----|

| | | | | | |
|------------------------------------|--|---|--|--|--|
| 収入 主たる寄附 (氏名、団体名) (職業) (寄附額) | 自由民主党 上遠野 知 美 瀬野 谷 和 夫 北 田 美 智 子 高 木 甚 一 富 岡 光 平 福 田 哲 男 福 田 忠 夫 柴 田 明 男 大 平 たかの 佐 川 政 子 あべひろし後援 会 | 政党 主婦 無職 主婦 農業 農業 会社員 自営 自営 自営 主婦 主婦 政治団体 | 500,000 90,000 90,000 90,000 90,000 90,000 90,000 90,000 90,000 90,000 45,000 108,000 | 支出 人件費 家屋費 選挙事務所費 集合会場費 通信費 交通費 印刷費 広告費 文具費 食糧費 宿泊費 雑費 | 900,000 90,000 90,000 0 18,000 180,000 587,500 53,000 2,898 25,745 0 72,799 |
| 今回計 前回計 前合計 | 2,608,000 0 2,608,000 | 今回計 前回計 前合計 | 1,929,942 0 1,929,942 | | |

| 項 目 | 金 額 |
|-----------------------|----------|
| 選挙運動用通常葉書の作成 | 0円 |
| ビラの作成 | 0円 |
| ポスターの作成 | 467,500円 |
| 選挙事務所の立札及び看板の類の作成 | 0円 |
| 選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成 | 0円 |
| 支出のうち公費負担相当額 | |

| | | |
|-------------------|---|----------|
| 個人演説会の立札及び看板の類の作成 | 計 | 0円 |
| | | 467,500円 |

| | |
|----------|----------------|
| 報告書受理年月日 | 平成21年 9 月 25 日 |
| 第 1 回報告分 | |

| | | | | | |
|---------|---------|-------------------|---------|----|----------------------------|
| 候補者氏名 | 長谷部 淳 | 候補者届出政党 又は所属党派 | 日 共 産 党 | 期間 | 8月10日から 9月14日まで 第1回分 |
| 出納責任者氏名 | 山 田 光 男 | | | | |

収入
主たる寄附 (氏名、団体名) (職業) (寄附額) 円

| | | | | |
|-----------------|------|-----------|--------|-----------|
| 日本共産党いわき・双葉地区委員 | 政党 | 680,000 | 人件費 | 1,266,000 |
| 片寄 | 無職 | 99,000 | 家屋費 | 120,000 |
| 伊達 | 無職 | 99,000 | 選挙事務所費 | 120,000 |
| 菅野 | 団体役員 | 90,000 | 集合会場費 | 0 |
| 佐藤 | 無職 | 99,000 | 通信費 | 60,000 |
| 木藤 | 無職 | 99,000 | 交通費 | 54,000 |
| 伊藤 | 無職 | 99,000 | 印刷費 | 378,000 |
| 中野 | 無職 | 99,000 | 広告費 | 0 |
| 佐野 | 無職 | 99,000 | 文具費 | 0 |
| 桐谷 | 無職 | 90,000 | 食糧費 | 100,000 |
| 高木 | 無職 | 90,000 | 宿泊費 | 0 |
| 蛭田 | 無職 | 90,000 | 雑費 | 0 |
| 江尻 | 無職 | 190,000 | | |
| 丹尻 | 会社員 | 108,000 | | |
| 関丹 | 自営業 | 60,000 | | |
| 関治 | 無職 | 48,000 | | |
| 杉江 | 無職 | 36,000 | | |
| 関田 | 無職 | 24,000 | | |
| 関口 | 会社員 | | | |
| 今回計 | | 2,100,000 | | 1,978,000 |

支出 円

| | |
|--------|-----------|
| 人件費 | 1,266,000 |
| 家屋費 | 120,000 |
| 選挙事務所費 | 120,000 |
| 集合会場費 | 0 |
| 通信費 | 60,000 |
| 交通費 | 54,000 |
| 印刷費 | 378,000 |
| 広告費 | 0 |
| 文具費 | 0 |
| 食糧費 | 100,000 |
| 宿泊費 | 0 |
| 雑費 | 0 |
| 今回計 | 1,978,000 |

前回計 0 前回計 0
総計 2,100,000 総計 1,978,000

| | | |
|-------------------|-----------------------|----------|
| 支出のうち公費負担相当額 | 選挙運動用通常葉書の作成 | 0円 |
| | ビラの作成 | 0円 |
| | ポスターの作成 | 378,000円 |
| | 選挙事務所の立札及び看板の類の作成 | 0円 |
| | 選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成 | 0円 |
| 個人演説会の立札及び看板の類の作成 | 0円 | |
| 計 | 378,000円 | |

| | |
|----------|--------------|
| 報告書受理年月日 | 平成21年10月 2 日 |
| 第 1 回報告分 | |

| | | | | | |
|---------|---------|-------------------|-------|----|---------------------------|
| 候補者氏名 | 古 市 三 久 | 候補者届出政党 又は所属党派 | 民 主 党 | 期間 | 9月1日から 9月16日まで 第1回分 |
| 出納責任者氏名 | 古 市 行 義 | | | | |

収入
主たる寄附 (氏名、団体名) (職業) (寄附額) 円

| | | | | |
|--------------|----|-----------|--------|-----------|
| 民主党 | 政党 | 1,000,000 | 人件費 | 680,000 |
| 民主党福島県総支部連合会 | 政党 | 500,000 | 家屋費 | 115,375 |
| 民主党福島県第5総支部 | 政党 | 200,000 | 選挙事務所費 | 112,875 |
| 関 部 | 無職 | 80,000 | 集合会場費 | 2,500 |
| | | | 通信費 | 73,025 |
| | | | 交通費 | 0 |
| | | | 印刷費 | 737,100 |
| | | | 広告費 | 589,995 |
| | | | 今回計 | 2,100,000 |

支出 円

| | |
|--------|-----------|
| 人件費 | 680,000 |
| 家屋費 | 115,375 |
| 選挙事務所費 | 112,875 |
| 集合会場費 | 2,500 |
| 通信費 | 73,025 |
| 交通費 | 0 |
| 印刷費 | 737,100 |
| 広告費 | 589,995 |
| 今回計 | 2,100,000 |

| | | | |
|------------|-----------|-----|-----------|
| 作山一郎 無職 | 72,000 | 文具費 | 13,384 |
| 会川克子 無職 | 72,000 | 食糧費 | 64,700 |
| その他の寄附 55件 | 253,000 | 沐浴費 | 0 |
| その他の収入 | 117,547 | 雑費 | 20,968 |
| 今回計 | 2,294,547 | 今回計 | 2,294,547 |
| 前回計 | 0 | 前回計 | 0 |
| 総計 | 2,294,547 | 総計 | 2,294,547 |

| 支出のうち公費負担相当額 | 項 目 | 金 額 |
|--------------|-----------------------|----------|
| | 選挙運動用通常葉書の作成 | 0円 |
| | ビラの作成 | 0円 |
| | ポスターの作成 | 632,100円 |
| | 選挙事務所の立札及び看板の類の作成 | 0円 |
| | 選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成 | 0円 |
| | 個人演説会の立札及び看板の類の作成 | 0円 |
| | 計 | 632,100円 |

| | | |
|----------|------------|--------|
| 報告書受理年月日 | 平成21年10月5日 | 第1回報告分 |
|----------|------------|--------|

正 誤

| | | | | |
|-----|---|---|---|---|
| ページ | 段 | 行 | 正 | 誤 |
|-----|---|---|---|---|

○平成二十二年三月二十六日付け号外第十三号中

| | | | | |
|---|---|------------|----------|--------|
| 三 | 上 | 一四 | 原週休日までの間 | 原週休日まで |
| | | 後ろか ら一八 | | |

○平成二十二年三月三十日付け定例第二千六百六十八号中

| | | | |
|-----|-----------|--------------|----------|
| 七 | 後ろか ら八 | 田村市立広瀬小学校 | 田村市広瀬小学校 |
| 一三七 | 上 | 一一二 都市計画法 | 土地計画法 |